

茨城調査時報

N0.23

目 次

卷 頭	1
【資 料】	
第2次漁業センサス結果報告	2
毎月勤労統計調査結果速報	6
生産動態統計調査結果	10
毎月人口世帯異動調査速報	14
学校基本調査結果報告(その1)	15
昭和30年国勢調査区設定事務について	21
編 集 室	22

1954.11

国勢調査近づく

昭和30年の国勢調査の年を間近かに控えて、いよいよ昭和30年国勢調査調査区設定の作業が始められる時期となった。

昭和30年国勢調査は本年4月、統計法の1部改正によつて、「国勢調査は10年間隔でその間5年毎に簡易な国勢調査を行う」と定められて、最初の簡易な調査となるわけである。国勢調査は改正前では5年毎に行うことになっていたのを、行政事務の簡素化、調査の中間期をつなぐ標本調査の発達等の見地から10年間隔でも支障を来すことはないということで、この決定をみたまはすでに周知のとおりである。政府が昭和25年国勢調査において要した20億円強の経費、調査の準備から結果の公表に至る期間6年余、その間調査に何等かの形でたづさわることのあつた人、数十万人という龐大な調査にかんがみ、種々の状況にてらして妥当な調査を行うように検討を加えたことは当然のことと言えよう。

ところで最初の簡易な調査となる昭和30年国勢調査はどの位の経費期間を要し、その内容はどんなものになるかは未だわかつていないが、その性質上やはり少くない経費も必要となるであろう。また国勢調査の10年間隔への改正と同じように、行政事務の簡素化、財政支出の節約等の見地から1時期に比べて統計調査の数も減少し1調査の経費も少なくなつて来ている。しかし統計調査はその性質上、或る限度以下の経費ではその結果が正確性を欠くこととなり、特に標本調査の場合等は調査結果が調査の目的に適合しないような場合も起りかねないのである。また統計調査が直接現在行われている行政に役立つことが少いという理由から、統計調査の実施が次第に少くなるということはやや近視眼的そしりをまぬがれないのではなからうか。勿論現在のような財政の苦しい時期において不用不急の統計調査を行つていることは許されない。しかし統計調査は、種々の意味で基礎的事項について恒常的な記録を残す使命を持つものであることは忘れられてはならないであろう。

昭和30年国勢調査の時期の近づくに当つて、その他の統計調査についても、統計調査及びその結果の全体が合理的な体系をなし、夫々適切な地位を占めているか否かについて、国から地方を通じての統計調査体系の検討の必要を更めて感ずるものである。

第2次漁業センサス結果報告（海面漁業）

— 農 林 調 査 係 —

この調査は統計法による指定統計第67号として漁業センサス規則（昭和28年8月31日農林省令第42号）に基づいて昭和28年11月1日及び同29年1月1日を調査期日として実施されたもので前センサス以後のわが国漁業の実態を明かにする資料を提供し今後の水産行政の諸施策に寄与するところ大なるものと思われる。

今度の大战により多くの領土を失つたわが国が今後発展すべき産業として漁業は大いに注目されているが、従来水産業に関する基礎的な統計資料は極めて不備の状態で国や県の水産行政上大きな障害となつていたが、終戦後はじめて昭和22年に水産業基本調査という名前で簡単な全部調査が行われ、ついで昭和24年3月1日には第1回の漁業センサスが実施されて、漸く水産業の基本的な事情が明かにされ諸施策に利用されて来た。以後センサスは五年毎に行うことになり今回は2回目である。調査客体の規定が前回と異なるので前回との比較はせず今回の結果についてのみ記してみることにした。

1. 経営体数

本県の漁業経営体数は1,626で経営組織別にみると（表1）の通りである。個人経営体の下位階層即ち無動力、有動力船3ト未満所有、小型定置漁業経営など、いわゆる零細経営は1,243で個人経営体の83.4%総経営体の76.5%を占めており、本県の漁業経営体の多くがこの階層にあることがわかる。また経営体数の漁業種類別は同じく（表1）にみられるとおりである。

（表1） 漁業種類別経営体数

経営組織		総数	個人経営	漁業協同組合 組合自営	共同経営	会社	官学 試験	庁校 場
漁業種類	数	(100%)	(92.5%)	(0.0)	(7%)	(0.7)	(0.0)	2
総	数	1,626	1,497	2	113	12		2
底網	33	(6.4%)	31	—	1	1	—	—
びき網	59		56	I	2	—	—	—
き業	12		1	—	11	—	—	—
まき	65	(4.6%)	49	—	15	1	—	—
網業	5		3	—	2	—	—	—
	—		—	—	—	—	—	—
	5		5	—	—	—	—	—
敷漁	48	(3.0%)	42	—	—	6	—	—
網業	—		—	—	—	—	—	—
刺漁	12	(0.9%)	7	—	5	—	—	—
網業	2		1	—	—	1	—	—
	1		1	—	—	—	—	—
釣漁	7	(58.3%)	5	—	1	—	—	1
延	6		3	I	2	—	—	—
縄業	1		1	—	—	—	—	—
	17		16	—	—	1	—	—
	914		907	—	6	—	—	1
大定漁	2		—	—	—	—	—	—
置	—		—	—	—	2	—	—
型網業	—		—	—	—	—	—	—
	—		—	—	—	—	—	—
小型定置網漁業	1		1	—	—	—	—	—
地曳漁	84	(9.3%)	22	—	62	—	—	—
曳	62		59	—	3	—	—	—
船網業	—		—	—	—	—	—	—
その漁	257	(17.8%)	255	—	2	—	—	—
他業	—		—	—	—	—	—	—
	33		32	—	1	—	—	—

〔注〕 ①「個人経営」には漁船を使用しないで漁業を営むものを含まない。
 ②「表頭の共同経営」は漁業協同組合自営、生産組合を除く一切の共同経営体である。
 ③経営体が2種以上の漁業を営んだ場合には、そのうち主な漁業一つに入れられている、したがって重複はなく又漁業種類毎にはその漁業を営んだすべての経営体数ではない。
 ④生産組合は該当がない。
 ⑤漁業種類の中母船式捕鯨、近海捕鯨、トロール、以西機船底びき網、アメリカ式中着網、ニシン刺網、ニシン定置網は該当がない。

2. 漁獲高

これらの漁業経営体が1年間に漁獲した総漁獲高は1,965万円で、その内容は(表2)のとおりである。経営体数では76.5%を占める零細経営体の漁獲高は総漁獲高の49.3%で他は個人経営体の上位階と団体経営体の漁獲高である。

(表2) 漁獲高

経営組織	数量金額	海面漁業					
		総金額	総数量	魚種別数量			
				魚類	貝類	その他の水産動物	藻類
総数	千円	2,623,207.7	19,650,262	18,673,984	372,354	504,715	99,209
総数		2,095,228.7	15,921,631	15,040,737	337,072	462,315	81,457
無動力		58,325.2	447,181	112,258	224,071	43,126	67,726
1 吨未満		56,737.1	223,554	137,848	7,808	70,199	7,699
1 吨 ~ 3		64,351.5	296,125	150,429	78,293	62,789	4,614
3 ~ 5		18,113.2	112,020	91,260	9,508	11,012	240
5 ~ 10		22,353.7	141,657	137,103	594	3,292	668
10 ~ 20		23,841.9	195,555	189,917	4	5,634	—
20 ~ 30		48,894.6	403,272	369,415	—	33,857	—
30 ~ 100		631,857.8	5,253,015	5,091,506	—	161,509	—
100 ~ 200		640,903.5	5,285,141	5,229,140	—	56,001	—
200 以上		503,928.8	3,342,884	3,342,884	—	—	—
大型定置		—	—	—	—	—	—
小型定置		13,849.7	64,660	55,262	—	9,398	—
地曳		7,166.6	156,567	133,765	16,794	5,498	510
漁業協同組合 生産組合 共同経営 会社 官公庁学校試験場		513.7 — 70,869.9 440,279.5 16,310.9	1,480 — 923,865 2,711,040 92,246	1,305 — 859,747 2,679,974 92,171	— — 35,280 2 —	175 — 11,086 31,064 75	— — 17,752 — —

[注] ①海面漁業魚種別漁獲高のうち「その他の水産動物」にはイカ、タコ、エビ、カニ等が含まれる。
②漁獲高貴数は全てナマの目方で計つたものであり、貝類は殻付の数量である。

3. 漁船

過去1年間に漁業経営体を使用した漁船の総隻数は(表3)のとおりである。

(表3) 漁船

経営組織	総隻数	無動力船				有動力船	
		隻数	隻数	吨数	馬力数		
総数	2,906	1,159	937	17,926.8	48,696		
個人経営	1,917	1,028	879	15,618.6	42,560		
漁業協同組合 生産組合 共同経営 会社 官公庁、学校試験場	2 — 134 49 4	— — 152 19 —	2 — 22 30 4	14.8 — 310.6 1,734.7 248.1	50 — 765 4,706 615		

[注]事業所で過去1カ年間に漁業に使用したものうち昭和29年1月1日現在所有又は借入れている漁船を合計したものであるから重複計上はない。
漁船として登録してあつても過去1カ年間に漁業に用いなかつたもの及び遊漁船として使用したものは含まれない

4. 兼業の状態

個人経営体1,497を経営する個人経営者の世帯数は1,496世帯で、その中漁業以外の産業を営まず被備収入もない専業世帯は272世帯(18.2%)、漁業以外の産業を営むもの或は被備収入のある兼業世帯は1,224戸(81.8%)である。個人経営者世帯の内容は(表4)のとおりである。

兼業世帯1,224世帯のうち他産業を兼営するものは1,009世帯で、これを主として営む産業の種類別にみると(表5)のとおりである。また1,009世帯を上位階層と下位階層(無動力、有動力船3ト未満小型定置)に分けてみると兼業世帯の大部分が下位階層に属しているものであることがわかる。

(表4) 専業別個人経営者世帯数

専業別 経営体階層	総数	専業	兼業 総数	第一種兼業				第二種兼業				
				総数	自営兼業のみを行うもの	自営兼業と被備を行うもの	被備のみ	総数	自営兼業のみを行うもの	自営兼業と被備を行うもの	被備のみ	
総数	1,496	272	1,224	706	388	180	138	518	197	244	77	
無動力	838	97	741	317	135	95	87	424	125	223	76	
有動力	1屯未満	215	47	168	142	77	37	28	26	11	15	—
	1～3	189	37	152	115	62	35	18	37	32	5	—
	3～5	41	4	37	29	22	5	2	8	7	—	1
	5～10	31	7	24	18	13	3	2	6	6	—	—
	10～20	17	4	13	13	9	4	—	—	—	—	—
	20～30	13	10	3	3	3	—	—	—	—	—	—
	30～100	77	38	39	37	37	—	—	2	2	—	—
	100～200	39	23	16	16	15	1	—	—	—	—	—
200以上	13	5	8	8	7	—	1	—	—	—	—	
大型定置	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小型定置	1	—	1	1	1	—	—	—	—	—	—	
地 曳	22	—	22	7	7	—	—	15	14	1	—	

[注] ①専業、漁業経営(自営漁業、共同漁業)以外の産業を営まず、被備収入もないもの。
 第一種兼業 漁業以外に他の産業を営むが被備収入があるが主に漁業経営収入に依存しているもの。
 第二種兼業 " 被備収入があり漁業経営収入よりもこれらに主に依存しているもの
 ②個人経営者世帯数(1,496)が個人経営体数(1,497)より小さいのは個人経営者がその世帯と異なる市町村に漁業の現業事業所をもっている場合には、その事業所を個人経営体としては調査したが世帯調査は行わなかった。

(表5) 自営他産業種類別世帯数

産業分類 経営体階層	総数	自営兼業を行わないもの	自営事業を行うもの										
			総数	農業	林業 狩猟業	鉱業	建設業	製造業 (工業)	卸売金融 小売業	保険 不動産	運輸通信 公益事業	サービス業	
総数	1,496	487	1,009	934	—	—	—	8	21	32	4	—	10
無動力	838	260	578	546	—	—	—	5	4	19	1	—	3
有動力	1屯未満	215	75	140	131	—	—	—	1	6	—	—	2
	1～3	189	55	134	127	—	—	2	1	—	1	—	2
	3～5	41	7	34	33	—	—	—	—	—	—	—	—
	5～10	31	9	22	17	—	—	—	1	2	—	—	1
	10～20	17	4	13	12	—	—	—	—	1	—	—	—
	20～30	13	10	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—
	30～100	77	38	39	27	—	—	—	7	2	2	—	1
	100～200	39	23	16	13	—	—	—	2	1	—	—	—
200以上	13	6	7	5	—	—	—	1	—	—	—	—	
大型定置	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小型定置	1	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 曳	22	—	22	19	—	—	—	1	2	—	—	—	—
上位階層			157	129	—	—	—	1	15	7	2	—	3
下位階層			852	805	—	—	—	7	6	25	2	—	7

(注) ①漁業以外に二種以上の他産業を営む場合はそのうち主なもの(最も収入の多いもの)により分類した。

5. 漁業従事者世帯

漁業従事者世帯総数は4,459でそれを主として依存している収入源別にみると(表6)のとおりである。これをみると約70%は被傭収入に依存する賃労働者世帯的性格のものと思われる。

(表6) 主なる収入源別漁業従事者世帯数

主なる収入源		総世帯数	自営漁業	共同経営 漁業	自営農業	その他の 産業	漁業被傭	その他の 被傭
世帯階層								
総	数	4,459	14	—	968	143	3,122	212
被傭 なし	総 数	275	—	—	270	5	—	—
	自営漁業	37	—	—	36	1	—	—
	共同漁業	238	—	—	234	4	—	—
被傭 あり	総 数	4,184	14	—	698	138	3,122	212
	自営漁業	151	14	—	19	4	107	7
	共同漁業	59	—	—	57	1	—	1
	漁賃自営あり 賃自営なし	1,848 2,126	— —	— —	622 —	133 —	1,017 1,998	76 128

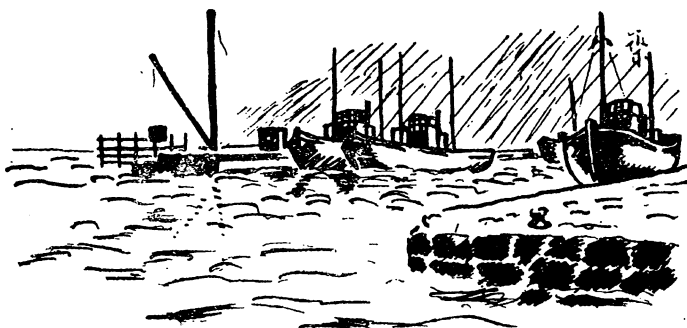
6. 漁業世帯人口

個人経営世帯人口と漁業従事者世帯人口との合計は35,751人で個人経営世帯人口は9,909人、漁業従事者世帯人口は25,842人で漁業世帯一世帯当り世帯人員は6.0人個人経営世帯一戸当り世帯人員は6.6人漁業従事者世帯一世帯当り世帯人員は5.8人である。

また就労人口(14才以上)は個人経営世帯と漁業従事世帯を合わせて23,364人で漁業世帯人口の65.5%である。就労人口を主な就労状況別にみると(表7)のとおりである。

(表7) 就 労 状 況 別 就 労 人 口

総 数	自営漁業	共同漁業	自営農業	その他の 自営産業	漁業賃労働	他産業賃 労働	内職行商	その他
23,364人	2,193人	35人	7,106人	465人	5,059人	2,309人	1,311人	4,886人
100.0%	9.4%	0.1%	30.4%	2.0%	21.7%	9.9%	5.6%	20.9%



毎月勤労統計調査結果速報

(昭和29年8月分)

労働省大臣官房労働統計調査部
茨 城 県

結果の概要

1. 平均賃金の推移

本月の1人当り平均給与額は15,199円で7月の15,149円に対し0.3%の増加をしめしたが、これを産業大分類別にみると下記のとおりである。

産業別	種別	本月現金給与総額	前月分現金給与総額	増減	対前月比
産業総数		15,199	15,149	(+) 50	(+) 0.3
鉱業		16,429	13,703	(+) 2,726	(+) 19.9
製造業		13,691	14,703	(-) 1,012	(-) 6.9
卸売及び小売業		16,328	15,351	(+) 977	(+) 6.4
運輸通信及びその他の公益事業		16,582	16,032	(+) 550	(+) 3.4

これによると製造業の1,01円減をのぞいては鉱業の2,726円卸売及び小売業977円運輸通信及びその他の公益事業の550円等各分類とも上昇した。増加の理由は製造業をのぞいては、8月中に賞与の支払いがあつたためである。

給与を内訳別にみると「きまつて支給する給与」は前月に比し産業総数1.2%(163円)鉱業3.6%(482円)製造業1.1%(137円)卸売及び小売業1.2%(155円)と減少したが、これは出勤日数の減少及び所定外時間の減少による残業手当の減によるものとおもわれる。これに反し運輸通信及びその他の公益事業は0.1%(28円)の増加を示している。これは所定外時間の増加による残業手当の増によるものとおもわれる。「特別に支払われた給与」は前述の如く製造業においては、前月までに賞与の支給が完了したため大巾に減少しているが、鉱業は3,182円卸売及び小売業は886円運輸通信及びその他の公益事業は509円と前月にくらべ増加している。

次に製造業について「生産労働者」と「管理事務及び技術労働者」の1人平均月間給与総額を見ると

種別	本月	前月	対前月比
生産労働者	11,346	11,964	(-)5.2%(618)
管理事務及び技術労働者	19,232	21,273	(-)9.6%(2,041)

となつている。また両者の給与総額における賃金格差は「生産労働者」100に対する「管理事務及び技術労働者」の比率は169である。

さらに製造業について現金給与総額を中分類別によつてみると次のとおりである。

製造業	本月分現金給与総額	前月分現金給与総額	対前月比
食料品	12,807	11,830	(+) 8.2(977)
繊維	5,998	6,329	(-) 5.3(331)
衣服及び身廻品	4,502	5,111	(-) 11.9(609)
ガラス及び土石	12,048	16,954	(-) 29.9(4,906)
製品	15,252	15,397	(-) 0.9(145)
一次金属	11,998	12,725	(-) 5.8(727)
機械器具	16,215	18,029	(-) 10.1(1,814)

臨時及び日雇労働者1人当り平均賃金は前月に比し産業総数278円で9円減鉱業は247円で14円減製造業は279円で24円減卸売及び小売業は227円で64円減であるが、運輸通信及びその他の公益事業は302円で30円増である。

2. 平均総実労働時間数の推移

本月の産業総数における平均総労働時間数は前月194.6時間に対し190.1時間で2.4%の減少を示した。すなわち

産業名	本月	前月	対前月比
産業総数	190.1	194.6	2.4% (4.5時間)減
鉱業	185.7	195.7	5.1% (10.0時間)減
製造業	188.7	194.4	2.9% (5.7時間)減
卸売及び小売業	185.4	195.0	4.9% (9.6時間)減
運輸通信及びその他の公益事業	198.4	195.6	1.4% (2.8時間)増

となつており、運輸通信及びその他の公益事業をのぞいてはすべて減少となつている。全般に鉱業卸売及び小売業をのぞいては大きな動きはないが運輸通信及びその他の公益事業の増加をのぞいてはすべて減少したのは出勤率の低下及び所定外時間の減少によるものとおもわれる。運輸通信及びその他の公益事業の増加は晴天が多かつたため夏期輸送に全力をそそいだ結果所定外時間が増加したためである。

3. 平均出勤日数の推移

本月の1人平均出勤日数は23.7日で前月の24.2日に対し2.1%(0.5日)の減少となつている。各産業とも前月に比し運輸通信及びその他の公益事業の0.4%(0.1日)増加をのぞいては鉱業(0.5日)製造業(0.4日)卸売及び小売業(1.1日)とすべて0.4日~1.1日程度の減少を示している。

4. 雇用の傾向と労働異動

本月の産業総数における本月末推計労働者数は54,415人(男44,375人女10,040人)となつており、前月の54,207人に対し0.3%(208人)の増加となつている。したがつて本月中の労働異動をみると196人の増加に対し減少が189人で7人の増加を示している。他産業がすべて増加の傾向にあるのに反し製造業のみは123人の増加に対し164人の減少で減少率は25%である。これは前月に引続きいぜんとして不況からぬけきらずデフレによる企業の合理化、整理等による離職者が多いためである。

次に入職離職率をしめすと次のとおりである。

	入職率	離職率
産業総数	0.4%(196人)	0.3%(189人)
製造業	0.5%(123人)	0.6%(164人)

第1表 産業及び性別全常用労働者の1人平均月間現金給与額並びに産業別臨時及び日雇労働者の1人1日平均現金給与額(規模30人以上) (単位円)

種別 産業別	現金給与総額			きまつて支給する給与			特別に支払われた給与			臨時及び日雇労働者の1人1日平均現金給与額
	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	
総数	15,199	16,949	7,066	14,001	15,682	6,594	1,198	1,267	472	278
D 鉱業	16,429	17,463	6,424	12,939	13,712	5,455	3,490	3,751	969	247
F 製造業	13,691	16,278	6,298	13,393	16,003	5,935	298	275	363	279
20 食品製造業	12,807	15,576	5,144	11,951	14,548	4,755	856	1,028	379	259
22 繊維業	5,998	12,517	4,931	5,451	11,193	4,512	547	1,324	419	183
23 衣服及び身用品製造業	4,502	9,595	3,443	4,502	9,595	3,443	0	0	0	0
32 ガラス及び土石製品製造業	12,043	12,895	5,759	11,829	12,709	5,292	219	186	467	301
33 第一次金属製造業	15,252	16,385	6,807	15,252	16,385	6,807	0	0	0	0
35 機械製造業	11,998	12,758	6,017	11,767	12,510	5,920	231	248	97	498
36 電気機械器具製造業	16,215	17,960	7,506	16,215	17,960	7,506	0	0	0	167
G 卸売及び小売業	16,328	17,435	7,847	13,843	14,689	7,360	2,485	2,746	487	227
J 運輸通信事業及びその他公益事業	16,582	17,273	10,165	15,542	16,209	9,338	1,041	1,064	827	302

(注) 1. 総数及び製造業の結果は煙草製造業木材及び木製品製造業、紙及び類似品製造業、印刷及び出版類似業、化学工学、精密機械製造業、金属製品製造業、その他の製造金融業及び及び保険業何(これも調査事業所備少のため公表除外)を含めて算定したものである。

2. 総数の中には建設業は含まれない。

第2表 産業及び性別生産労働者の1人平均月間現金給与額(規模30人以上) (単位円)

種別 産業別	現金給与総額			きまつて支給する給与			特別に支払われた給与		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
D 坑外業	15,772	16,587	6,047	12,738	13,383	5,037	3,034	3,204	1,010
坑内業	17,991	17,991	—	14,545	14,545	—	3,446	3,446	—
F 製造業	11,662	13,251	6,047	9,390	10,622	5,037	2,273	2,629	1,010
20 食品製造業	11,346	13,628	5,724	11,073	13,410	5,335	263	218	389
22 繊維業	11,465	14,233	4,643	10,758	13,354	4,287	708	849	356
23 衣服及び身用品製造業	5,128	9,244	4,797	4,677	8,281	4,387	451	953	410
32 ガラス及び土石製品製造業	3,980	8,790	3,293	3,980	8,790	3,293	0	0	0
33 第一次金属製造業	12,034	12,776	5,384	11,835	12,614	4,853	199	162	531
35 機械製造業	13,517	14,263	5,766	13,517	14,263	5,766	0	0	0
36 電気機械器具製造業	10,774	11,185	5,867	10,550	10,948	5,838	224	237	59
	13,231	14,534	6,753	13,231	14,534	6,753	0	0	0

(注) 1. 第1表参照 2. 建設業は常用作業者についての数値である。

第3表 産業及び性別管理事務及び技術労働者の1人平均月間現金給与額(規模30人以上) (単位円)

種別 産業別	現金給与総額			きまつて支給する給与			特別に支払われた給与		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
D 製造業	20,012	22,863	7,291	14,034	15,741	6,417	5,978	7,122	874
F 製造業	19,232	21,774	8,364	18,862	21,380	8,096	370	394	268
20 食品製造業	16,308	18,821	6,918	15,066	17,369	6,459	1,242	1,452	459
22 繊維業	12,536	15,395	7,514	11,271	13,753	6,912	1,265	1,642	602
23 衣服及び身用品製造業	9,303	11,125	6,500	9,303	11,125	6,500	0	0	0
32 ガラス及び土石製品製造業	12,138	13,819	6,788	11,789	13,450	6,500	349	369	288
33 第一次金属製造業	18,615	20,942	7,807	18,615	20,942	7,807	0	0	0
35 機械製造業	15,321	17,731	6,169	15,071	17,451	6,034	250	280	135
36 電気機械器具製造業	21,150	23,617	8,761	21,150	23,617	8,761	0	0	0

(注) 第1表参照

第4表 産業及び性別全常用労働者の1人平均月間実働時間数及び出勤日数（規模30人以上）

種 別 産業別	総実働時間数			所定内労働時間数			所定外労働時間数			出 勤 日 数		
	総 数	男子	女子	総 数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
総 数	190.1	192.7	179.2	176.9	177.7	174.1	13.2	15.0	5.1	23.7	23.8	22.9
D 鉱 業	185.7	186.7	176.9	167.8	167.8	168.3	17.9	18.9	8.6	22.9	22.9	23.3
F 製 造 業	188.7	192.6	177.4	175.3	175.9	173.4	13.4	16.7	4.0	23.4	23.7	22.5
20 食 料 品 製 造 業	211.2	218.0	189.2	191.1	193.5	184.5	20.1	24.5	4.7	25.2	25.8	23.6
22 紡 織 業	181.1	205.7	177.1	178.8	196.9	175.9	2.3	8.8	1.2	22.4	24.6	22.0
23 衣 服 及 び 身 廻 品 製 造 業	162.6	183.7	158.3	160.1	180.9	155.8	2.5	2.8	2.5	20.1	22.6	19.5
32 ガラス及び土石製品製造業	196.6	198.1	185.4	171.9	171.4	176.0	24.7	26.7	9.4	22.8	22.7	23.4
33 第一次金属製造業	183.1	184.8	170.2	166.3	166.5	164.7	16.8	18.3	5.5	23.0	23.0	22.8
35 機 械 製 造 業	193.4	193.7	190.8	188.3	188.1	190.2	5.1	5.6	0.6	24.0	24.0	23.6
36 電 気 機 械 器 具 製 造 業	187.9	189.7	178.9	172.9	173.0	172.2	15.0	16.7	6.7	23.6	23.7	23.1
G 卸 売 及 び 小 売 業	185.4	185.1	187.5	175.5	175.0	179.0	9.9	10.1	8.5	24.2	24.3	23.8
J 運 輸 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業	198.4	199.4	189.0	187.8	188.6	181.0	10.6	10.8	8.0	24.6	24.6	24.3

(注) 第1表参照

第5表 産業及び性別生産労働者の1人平均月間実働時間数及び出勤日数（規模30人以上）

種 別 産業名	総実働時間数			所定内労働時間数			所定外労働時間数			出 勤 日 数		
	総 数	男子	女子	総 数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
D 鉱 業	185.5	186.2	177.1	167.0	166.9	168.0	18.5	19.3	9.1	22.6	22.6	22.8
坑 内 外	179.6	179.6	—	165.4	165.4	—	14.2	14.2	—	22.0	22.0	—
F 製 造 業	193.6	202.0	177.1	167.0	170.5	168.0	26.6	31.5	9.1	23.8	24.1	22.8
20 食 料 品 製 造 業	184.8	88.6	175.2	171.6	171.4	171.8	13.2	17.2	3.4	22.9	23.2	22.1
22 紡 織 業	213.7	224.2	187.6	191.5	194.6	183.7	22.2	29.6	3.9	25.1	25.9	23.2
23 衣 服 及 び 身 廻 品 製 造 業	178.3	200.8	176.5	176.1	186.9	175.3	2.2	13.9	1.2	22.1	24.1	21.9
32 ガラス及び土石製品製造業	161.6	186.6	158.0	158.9	182.7	155.5	2.7	3.9	2.5	19.9	22.8	19.5
33 第一次金属製造業	195.1	197.2	176.6	169.1	168.9	171.3	26.0	28.3	5.3	22.4	22.4	22.8
35 機 械 製 造 業	182.8	184.2	167.5	163.5	163.6	162.3	19.3	20.6	5.2	22.6	22.6	22.8
36 電 気 機 械 器 具 製 造 業	190.7	191.5	181.4	186.2	186.7	181.0	4.5	4.8	0.4	23.7	23.9	22.0
	179.9	180.7	176.1	165.6	164.9	169.5	14.3	15.8	6.6	22.9	22.9	22.8

(注) 第1表及び第2表参照

第6表 産業及び性別管理事務及び技術労務者の1人平均月間実働時間数及び出勤日数（規模30人以上）

種 別 産業名	総実働時間数			所定内労働時間数			所定外労働時間数			出 勤 日 数		
	総 数	男子	女子	総 数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
D 鉱 業	187.0	189.4	176.3	172.3	173.1	168.7	14.7	16.3	7.6	24.4	24.5	24.4
F 製 造 業	197.8	200.7	185.3	184.1	185.2	179.1	13.7	15.5	6.2	24.6	24.9	23.7
20 食 料 品 製 造 業	201.5	203.4	194.8	190.0	190.8	187.3	11.5	12.6	7.5	25.3	25.4	24.9
22 紡 織 業	201.9	210.1	187.5	198.8	205.7	186.7	3.1	4.4	0.8	24.4	25.1	23.3
23 衣 服 及 び 身 廻 品 製 造 業	172.1	278.1	163.0	171.1	177.4	161.5	1.0	0.7	1.5	21.3	22.2	20.0
32 ガラス及び土石製品製造業	206.2	205.2	209.5	190.1	190.5	189.0	16.1	14.7	20.5	25.3	25.3	25.2
33 第一次金属製造業	183.7	186.1	172.9	171.7	172.8	167.0	12.0	13.3	5.9	23.8	24.0	22.7
35 機 械 製 造 業	200.7	200.7	200.4	194.1	192.6	199.5	6.6	8.1	0.9	24.7	24.6	25.2
36 電 気 機 械 器 具 製 造 業	201.2	204.7	183.6	184.9	186.5	176.7	16.3	18.2	6.9	24.9	25.1	23.6

(注) 第1表参照

第7表 産業及び性別全常用労働者の月別及び増加減少推計労働者数並びに産業別臨時及び日雇労働者の月間推計延人員（規模30人以上）

種 別 産業名	前月末労働者数			本月中の増加			本 月 中 の 減 少			本月末労働者数			臨時及び日雇労働者の 月間延人員
	総 数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	
総 数	54,356	44,323	10,033	776	580	196	717	528	189	54,415	44,375	10,040	47,421
D 鉱業	9,646	8,739	907	191	177	14	182	162	20	9,655	8,754	901	6,234
F 製造業	27,889	20,650	7,239	400	277	123	487	323	164	27,802	20,614	7,198	17,736
20 食品製造業	1,032	753	279	47	43	4	27	16	8	1,055	780	275	11,161
22 繊維業	2,663	371	2,292	30	6	24	47	2	45	2,646	375	2,271	721
23 衣服及び身用品製造業	674	115	559	14	2	12	14	0	14	674	117	557	0
32 ガラス及び土石製品製造業	1,639	1,444	195	37	30	7	29	22	7	1,647	1,452	195	3,572
33 第一次金属製造業	3,700	3,262	438	35	32	3	58	51	7	3,677	3,243	434	0
35 機械製造業	2,133	1,894	239	1	1	0	44	42	2	2,090	1,853	237	1,894
36 電気機械器具製造業	12,675	10,556	2,119	109	75	34	216	157	59	12,568	10,474	2,094	36
G 卸売及び小売業	1,697	1,505	191	19	7	12	1	1	0	1,715	1,512	203	4,845
J 運輸通信及びその他の公益事業	14,035	12,685	1,350	158	117	41	37	32	5	14,156	12,770	1,386	18,606

(注) 第1表参照

第8表 産業及び性別管理事務及び技術労働者の月末及び増加減少推計労働者数（規模30人以上）

種 別 産業名	前月末労働者数			本月中の増加			本月中の減総数			本月末労働者数		
	総 数	男子	女子	総 数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
D 鉱業	8,152	7,519	633	186	173	13	176	158	18	8,162	7,534	628
F 製造業	19,634	13,959	5,675	302	208	94	442	296	146	19,491	13,871	5,623
20 食品製造業	743	526	217	45	41	4	22	16	9	766	551	215
22 繊維業	2,352	173	2,179	28	5	23	46	2	44	2,334	176	2,158
23 衣服及び身用品製造業	638	75	563	14	2	12	14	0	14	652	77	575
32 ガラス及び土石製品製造業	1,422	1,279	143	36	29	7	29	22	7	1,429	1,286	143
33 第一次金属製造業	2,450	2,235	215	16	14	2	51	46	5	2,415	2,203	212
35 機械製造業	1,561	1,441	120	1	1	0	37	36	1	1,525	1,405	119
36 電気機械器具製造業	7,943	6,604	1,339	42	33	9	197	144	53	7,788	6,493	1,295

(注) 第1表及び第2表参照

第9表 産業及び性別管理事務及び技術労働者の月末及び増加減少推計労働者数（規模30人以上）

種 別 産業名	前月末労働者数			本月中の増加			本月中の減少			本月末労働者		
	総 数	男子	女子	総 数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
D 鉱業	1,494	1,220	274	5	4	1	6	4	2	1,493	1,220	273
F 製造業	8,255	6,691	1,564	98	69	29	45	27	18	8,303	6,733	1,575
20 食品製造業	289	227	62	2	2	0	2	0	2	289	229	60
22 繊維業	311	198	113	2	1	1	1	0	1	312	199	113
23 衣服及び身用品製造業	66	40	26	0	0	0	0	0	0	66	40	26
32 ガラス及び土石製品製造業	217	165	52	1	1	0	0	0	0	218	166	52
33 第一次金属製造業	1,250	1,027	223	19	18	1	7	5	2	1,262	1,047	222
35 機械製造業	572	453	119	0	0	0	7	6	1	565	447	118
36 電気機械器具製造業	4,732	3,952	780	67	42	25	19	13	6	4,780	3,981	799

(注) 第1表参照

生産動態統計調査

昭和29年10月度分

織 維 部 門

(調査課商工調査係)

本表は、生産動態統計調査規則に定められている繊維工場を調査対象としたものであるが、特紡糸和紡糸以外の紡績工場、および抽出調査工場は含まれていない。

(1) 工場、労務者及び設備運転状況

部門別	業種別	工場数			在籍従業者			設 備							
		全工場	操業	操業度	男	女	計	機 種	単位	運転可能	運転不能	実 動	稼働率		
		368	355	96	316	974	1,290	—	—	—	—	—	—		
紡績	特紡糸 和紡糸	7	6	86	32	86	118	紡り機 和紡機	計 グ 機	錘 〃 〃	16,444 2,096 14,348	18,228 — 18,228	— — —	— — —	
織物	計	326	321	98	271	929	1,200	織機 広巾	計 (27吋以上)	台 〃	1,651 734	64 25	1,083 438	66 60	
	綿織物	33	30	91	81	321	402	小巾	(27吋未満)	〃	280	19	99	35	
	絹織物	293	291	99	190	608	798	手機	足踏機	〃	637	20	546	86	
製 品	メリヤス 製 品	8	7	86	37	95	132	ミシ 編機 横編 丸編	シ 機 手袋 靴 生	ン 計 袋 以 外 下 地	台 〃 〃 〃 〃	34 168 82 45 22 19	27 148 11 101 12 24	21 89 49 3 22 15	62 53 60 7 100 79
	雑繊維製品	5	4	80	7	15	22	撚製 手動	糸 網製 力製	機 計 機	錘 台 〃 〃	1,945 276 268 8	— — — —	195 13 7 6	10 5 3 75
	縫製品	17	12	71	78	402	480	電氣 ミ 動力 足踏	裁 シ ン ミ シ ン	断 計 機	台 〃 〃 〃	20 593 480 113	6 209 179 30	13 270 269 1	65 46 56 1
その他	製 綿	5	5	100	81	55	136	梳 廻	綿 切 機	台 〃	20 45	— 2	13 28	65 62	

(2) 生産状況

部門別	品目別	単位	生産高			引 渡 高			月 度 末 在 庫 高		
			当 月 度	前 月	前 年 同 月	当 月 度	前 月	前 年 同 月	当 月 度	前 月	前 年 同 月
				100対比	100対比		100対比	100対比		100対比	100対比
紡績	計	封度	67,187	96	197	69,074	101	97	5,213	100	90
	落綿糸	〃	56,700	96	111	57,000	99	112	2,950	91	246
	特紡糸	〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	和紡糸	〃	10,487	96	58	12,074	114	59	2,263	115	49

(2) 生産状況(続)

部門別	品目別	単位	生産高			引渡高			月度末在庫高		
			当月度	前月 100対比	前年同月 100対比	当月度	前月 100対比	前年同月 100対比	当月度	前月 100対比	前年同月 100対比
織物	織物	平方碼	314,611	106	112	313,241	95	113	157,424	101	116
	綿織物	〃	123,003	124	91	115,883	96	84	126,442	106	131
	絹織物	〃	21,194	85	336	20,381	64	393	8,439	111	225
	絹織物	〃	21,562	136	97	20,678	142	104	6,913	115	95
	絹織物	〃	132,358	106	166	132,510	104	162	11,287	99	56
	合成繊維織物	〃	12,406	57	49	15,927	56	69	1,407	29	21
	フス織物	〃	3,817	57	32	7,551	123	71	2,892	44	140
	その他織物	〃	—	—	—	40	—	—	49	55	—
		〃	271	7	—	271	6	—	—	—	—
	製	メリヤス製品	封度打	7,565	157	141	7,055	447	173	9,949	105
メリヤス製品		〃	8,262	107	84	8,482	103	81	4,445	95	92
メリヤス製品		〃	1,792	128	155	1,818	138	168	550	95	119
メリヤス製品		〃	—	—	—	8	—	35	—	—	—
メリヤス製品		〃	4,662	110	72	4,783	98	69	742	86	31
	〃	1,808	86	85	1,873	91	79	3,153	98	166	
雑織品	計	封度	4,086	67	115	5,503	49	55	8,003	116	66
	漁具	〃	1,586	36	53	3,243	38	35	5,408	101	52
	網系	〃	2,500	155	417	2,260	83	40	2,595	81	178
縫製品	校服	着	1,673	67	48	1,873	76	59	935	82	55
	制服	〃	3,804	176	256	423	27	25	4,379	439	700
	乳児用	〃	1,946	150	112	1,296	44	75	650	—	13,000
	及び子供用	〃	1,355	32	88	1,251	377	75	576	122	94
	既成	〃	1,842	210	45	1,732	243	408	890	114	67
	中肌	〃	8,637	72	66	10,146	104	90	5,650	789	61
	帆布製	〃	2,881	44	75	4,798	91	146	962	33	72
	〃	3,200	119	—	3,200	11,851	—	—	—	—	
その他	製綿	封度	193,604	110	122	213,168	116	140	44,441	70	173
	中蒲	〃	40,743	124	107	46,032	150	132	23,154	81	147
	計入団綿	〃	152,801	106	127	167,086	109	143	21,287	61	216

(3) 生産の分析

業種別	単位	1工場当り生産高		1労働者当り生産高		業種別	単位	1工場当り生産高		1労働者当り生産高	
		当月	前年同月	当月	前年同月			当月	前年同月	当月	前年同月
和紡績工場	封底	11,198	8,398	569	405	雑織維製品工場	封度	1,022	1,022	186	170
綿織物工場	平方碼	9,062	9,062	676	687	服類着	〃	885	817	22	19
絹織物工場	〃	147	159	54	63	縫製品工場	〃	1,227	1,132	31	26
メリヤス製品工場	打	1,180	918	63	59	その他	点	—	—	—	—
						製綿工場	封度	38,721	48,400	1,424	1,793

昭和29年10月度分

雑 貨 部 門

対象工場数 玩具、革靴、陶磁器は5人以上の事業所、漆器、金属洋食器、赤煉瓦は全事業所

業 種	玩 具	革 靴	漆 器	金属洋食器	陶 磁 器	赤 煉 瓦
対 象	3	4	13	1	25	4
操 業	3	4	6	1	23	3
休 止	—	—	7	—	2	1

生産及び出荷状況（前月対比は前月を100とする）

業 種	区 分 製品名	単 位	生 産 数 量			出 荷 数 量						月 末 在 庫 数 量
			数 量	前 月 対 比	金 額 (円)	国 内			輸 出			
						数 量	前 月 対 比	金 額 (円)	数 量	前 月 対 比	金 額 (円)	
玩 具	金属製玩具	個	13,195	120	731,244	4,605	70	220,694	7,390	166	393,550	1,200
	プラスチック製玩具	〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	セルロイド製玩具	打	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
革 靴	男子総革製靴	足	92	99	—	96	125	270,000	—	—	—	213
	婦人総革製靴	〃	98	115	—	96	118	204,000	—	—	—	228
	サンダル	〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漆器 (木製)	容器類	個	400	110	51,000	400	112	51,000	—	—	—	190
	食卓子膳、盆類	〃	740	154	306,000	890	234	375,000	—	—	—	150
	食器類	〃	100	—	6,000	100	—	6,000	—	—	—	—
金属洋食器	スプーン	打	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	フォーク	〃	〃	—	〃	〃	—	〃	—	—	—	—
	ナイフ	〃	〃	—	〃	〃	—	〃	—	—	—	—
陶 磁 器	電気特別高圧碍子	珐	25,701	140	—	25,701	140	9,651,000	—	—	—	—
	電気高圧用碍子	〃	1,300	103	—	1,300	103	1,431,000	—	—	—	—
	用その他	〃	1,530	94	—	1,530	94	1,260,000	—	—	—	—
	厨房用品(その他)	〃	135,524	100	—	131,128	100	1,463,729	—	—	—	54,986
	衛生用品(その他)	〃	64,970	101	—	64,570	108	804,530	—	—	—	16,900
赤 煉 瓦	〃	550	96	—	500	93	1,000,000	—	—	—	438	

昭和29年10月度分

機械鑄物部門

索引 番号	製品名 用途別	生 産		出 荷		自己消費	月末在庫
		重 量 kg	金額(千円)	重 量 kg	金額(千円)	重 量 kg	重 量 kg
01	鉄 鑄 物	79,408	4,348	67,964	3,730	13,897	34,378
02	産業機械器具用	57,496	3,198	48,954	2,769	8,140	17,503
03	繊維機械器具用	—	—	—	—	—	—
04	鉄道及び車輛用	5,878	345	5,878	345	—	—
05	電気及び通信機器用	2,002	116	2,002	116	—	—
06	農水産機器用	—	—	—	—	—	—
07	港湾及び船舶機器用	—	—	—	—	—	—
08	雑機械器具用品	1,053	74	1,053	74	—	—
09	日 用 品	8,717	442	9,815	413	1,757	16,875
10	鑄型及び鑄造定盤	4,000	160	—	—	4,000	—
11	その他	—	—	—	—	—	—
	その	262	13	262	13	—	—

製 品 名	工 場 数		月間生産高	月間出荷高	月末在庫高	資 材 名	消 費 kg	月末在庫 kg
	対 象	操 業	前月100対比	前月100対比	前月100対比			
鉄 鉄 鑄 物	9	9	80	79	93	銑 鉄 故 鉄 鋼 鉄	33,495 56,634 4,784	62,488 37,461 2,570

索引 番号	調査項目 製品名 用途別	生		産			
		青 銅 鑄 物		黄 銅 鑄 物		そ の 他 重 量	
		重 量 kg	金額(千円)	重 量 kg	金額(千円)	重 量 kg	金額(千円)
01	銅 合 金 鑄 物	7,854	2,795	2,357	572	40	12
02	産業機械器具用	883	311	—	—	40	12
03	電気及び通信機器用	1,945	794	55	16	—	—
04	鉄道及び車輛用	461	162	—	—	—	—
05	港湾及び船舶機器用	—	—	—	—	—	—
06	軸受メタ	446	144	—	—	—	—
07	管継手	—	—	—	—	—	—
08	バルブコック	3,709	1,207	1,982	466	—	—
09	建 築 用 品	180	108	—	—	—	—
10	日 用 品	—	—	320	90	—	—
	その他	230	69	—	—	—	—

製 品 名	工 場 数		月 間 生 産 高		
	対 象	操 業	重 量 kg	前月 100対比	金 額(千円)
銅 合 金 鑄 物	7	7	10,251	66	33,79

※ 本表の工場数は下記の定義に基いたものである。

銑鉄鑄物については従業員10名以上

銅合金鑄物については従業員5名以上

を有する工場が調査対象となっている。

毎月人口世帯異動調査速報

(昭和29年9月分)

茨城県総務部調査課

— 結果の概況 —

9月末現在の本県人口は2,062,327人で男1,003,108人女1,059,219人となっている、これを前月に比較すると546人の増加であるがその内訳は男177人の減少に対し女723人の増加である。男が前月に比し177人と大巾に減少したのは漁船の出港による漁夫の乗船のためである。

本月における546人増加の理由としては自然増加が転出の増加及び漁夫の乗船による等の減少と相殺されて増加をしめしたものとおもわれる人口都市集中によつて減少を示していた本県人口も漸次増加しており特にこの二三ヶ月は毎月平均した上昇をたどっている。

本県人口の移動を内訳別にみると出生は3,493人死亡

1,310人で自然増加は2,183人となり社会異動面での県内間の転入は5,666人県内間の転出は5,756人県外からの転入4,172人、県外への転出4,877人その他の異動による減少は842人で差引社会異動による減少は1,637人となっている。一世帯当り平均人員1平方町当り人口密度は前月と同様で変化はないが、人口の男女比については女100人に対し市部においては男93人郡部においては男95人で県全体としては、男95人であり以前女が男を上廻っている現況である。なお本月中における町村合併のうごきとしては9月15日鹿島郡高松村、豊郷村、豊津村、波野村、鹿島町が合併して鹿島町となった。

市郡別世帯数及び人口数

市郡別	区別	世帯数		人口					
				総数		男		女	
水戸	戸立	(48)	19,041	(168)	85,078	(95)	40,626	(73)	44,452
日立	立	(81)	13,773	(358)	64,467	(208)	32,173	(150)	32,294
土浦	浦	(118)	14,478	(435)	64,813	(248)	31,500	(187)	33,313
古河	河	(33)	6,884	(115)	33,798	(79)	15,685	(76)	18,113
石岡	岡	(16)	6,231	(58)	30,729	(30)	14,813	(28)	15,916
下館	館	(69)	9,616	(312)	52,787	(185)	25,541	(127)	27,246
結城	城	(21)	6,892	(80)	39,683	(43)	19,106	(37)	20,577
竜ヶ崎	崎	(76)	6,595	(300)	33,921	(168)	16,481	(132)	17,440
那珂	湊	(23)	6,818	(75)	32,621	(44)	15,008	(31)	17,613
下妻	妻	(12)	5,616	(45)	32,333	(26)	15,531	(19)	16,802
水海道	道	(36)	6,216	(179)	33,610	(101)	16,121	(78)	17,489
常陸太田	田	(19)	6,510	(63)	32,685	(34)	15,836	(29)	16,849
計	計	(552)	108,679	(2,228)	536,525	(1,261)	258,421	(967)	278,104
東茨城	城	(6)	29,735	(29)	158,972	(12)	77,267	(17)	81,705
西茨城	城	(57)	17,476	(219)	95,466	(122)	46,311	(97)	49,155
那珂	珂	(62)	27,491	(223)	147,157	(122)	72,020	(101)	75,137
久慈	慈	(96)	21,606	(350)	116,605	(182)	56,882	(168)	59,783
多賀	賀	(68)	29,455	(293)	149,565	(182)	74,997	(111)	74,568
鹿島	島	(93)	21,446	(342)	126,077	(194)	61,181	(148)	64,896
行方	方	(15)	13,987	(81)	81,374	(50)	39,428	(31)	41,946
稲敷	敷	(48)	20,531	(161)	114,835	(94)	56,009	(67)	58,826
新治	治	(18)	18,180	(49)	102,471	(32)	50,193	(17)	52,278
筑波	波	(80)	17,140	(325)	98,410	(167)	48,079	(158)	50,331
真壁	壁	(14)	14,539	(59)	86,076	(36)	41,897	(23)	44,179
結城	城	(11)	9,666	(45)	58,637	(24)	28,390	(21)	30,247
猿島	島	(34)	20,549	(105)	126,365	(59)	61,170	(46)	65,195
北馬	馬	(20)	11,547	(73)	63,792	(45)	30,923	(28)	32,869
郡計	計	(622)	273,348	(2,354)	1,525,602	(1,321)	744,687	(1,033)	781,115
合計	計	(1,174)	382,027	(4,582)	2,062,327	(2,582)	1,003,108	(2,000)	1,059,219

註 () は外国人の内書

学校基本調査結果報告（その1）

人口調査係

I 調査の説明（概要）

この調査は学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を作成することを目的として、文部省主管のもとに統計法に基く指定統計（第13号）として昭和29年5月1日現在で実施されたものである。調査方法は国立学校及び大学については文部省直接、その他の学校等については都道府県を通じて調査票を配付し申告させるという形式をとっている。この調査は次の6種類に大別されるが、この報告では1から4までについて掲載することとした。統計表の詳細な数字を必要とされるむきは直接当課まで御照会願いたい。

1. 学校調査 毎年5月1日現在
2. 学校施設調査 //
3. 学令児童生徒調査 //
4. 学校経費調査 前会計年度間
5. 学校通信教育調査 毎年5月1日現在
6. 付属図書館等調査 //

調査内容の概略は次のとおりである。

1. 学校調査

申告義務者は各学校の長、分校のある学校では分校の分と本校の分を取まとめて提出する。調査項目の主なるものは次のとおり。

II 統計表

1. 学校数、教員数、職員

区別	学 校 数			教 員			
	総 数	本 校	分 校	本 務 者	兼 職	兼 職	兼 職
学校別	総 数	本 校	分 校	総 数	男	女	総 数
總 括	1,307	1,182	125	14,831	9,184	5,647	380
国立	4	4	—	46	35	11	7
公立	1,085	963	122	13,961	8,878	5,083	90
私立	218	215	3	824	271	553	283
小 学	653	541	112	7,785	4,009	3,776	4
国立	2	2	—	29	21	8	3
公立	650	538	112	7,754	3,986	3,768	1
私立	1	1	—	2	2	—	—
中 学	366	361	5	4,322	3,371	951	60
国立	2	2	—	17	14	3	4
公立	360	355	5	4,305	3,357	948	5
私立	4	4	—	—	—	—	51
高 等 学 校	66	61	5	1,976	1,644	332	88
国立	56	51	5	1,778	1,500	278	49
公立	10	10	—	198	144	54	39
幼 稚 園	41	39	2	162	12	150	35
国立	16	16	—	66	—	66	26
私立	25	23	2	96	12	84	9
盲 学 校	1	1	—	22	15	7	—
ろう 学 校	1	1	—	35	19	16	—
各 種 学 校	179	178	1	529	114	415	193
国立	1	1	—	1	1	—	9
私立	178	177	1	528	113	415	184

注 私立中学校1校のうち2校は廃校手続中で学校数のみ計上されている。

イ 学級数……実学級数

ロ 生徒児童幼児数（在学者数）……その学校に在籍する全生徒児童幼児数。外国人を含む。小中学校では就学猶予者を除き、高等学校では休学中の者を含めている。

ハ 教員数……その学校に在籍する本務兼務の全教員で休職、未復員を含める。教育委員会、教員組合等に勤務するものでも学校に籍があれば含まれる。但し都道府県教委が給与を負担しているものだけで、それ以外の者はたとえ教員でもこの欄には含めず次の職員数に含めることとした。本校と分校、通常と定時制のそれぞれ双方に勤務する者は主として勤務する方にかかげはつきりしない場合は本校または通常課程にかかげた。したがって兼務者は他の学校または他からの兼務のみである。

2. 学校施設調査

申告義務者は県または地方教育委員会の長及び私立学校の設置者。調査項目は校舎及び校地面積が主であるが、調査日現在で建築中のものは含めないこととした。但し国庫補助の承認坪数のみは竣工したのものとして調査した。文部大臣所轄の学校法人はその設置する高等学校以下の諸学校の学校施設について文部省に直接提出する方法をとつたので含まれていない。

3. 学令児童生徒調査

申告義務者は地方教育委員会の長。学令簿により記入することとし学令生徒の中には小学校に在学中の就学義務年齢超過者（14才まで）を含めた。また中学校に在学中の者で15才以上の者は除外した。

4. 学校経費調査

申告義務者は地方公共団体の長及び私立学校の設置者。前会計年度の会計決算額の中から学校経営に直接支出したもののみを調査した。他の地方公共団体または学校法人に対して支出した分担金、委託金、補助金等は含めず才入に繰入れた方で調査した。またここには文部大臣所轄の学校法人の分は含めてない。
(森島主事)

数 及 び 在 学 者 数 総 表

数		職 員 数			在 学 者 数		
務 者	男	総 数	男	女	総 数	男	女
272	108	2,061	861	1,200	490,831	247,000	243,831
6	1	16	7	9	1,381	700	681
77	13	1,865	781	1,084	471,504	242,118	229,386
189	94	180	73	107	17,946	4,182	13,764
4	—	854	215	639	286,274	145,263	141,011
3	—	9	4	5	884	448	436
1	—	845	211	634	285,378	144,811	140,567
—	—	—	—	—	12	4	8
55	5	526	215	311	140,743	71,197	69,546
3	1	7	3	4	497	252	245
4	1	519	212	307	139,837	70,545	69,297
48	3	—	—	—	409	405	4
73	15	511	367	144	48,648	26,719	21,929
38	11	465	349	116	43,436	25,330	18,106
35	4	46	18	28	5,212	1,389	3,823
32	3	37	3	34	4,852	2,492	2,360
26	—	3	—	8	2,450	1,239	1,211
6	3	29	3	26	2,402	1,253	1,149
—	—	13	6	7	114	69	45
—	—	15	3	12	226	129	97
108	85	105	52	53	9,974	1,131	8,843
8	1	—	—	—	63	—	63
100	84	105	52	53	9,911	1,131	8,780

2. 本務兼務別、公

区 別 学校別	総 数			校 長		教 諭	
	計	男	女	男	女	男	女
小 学 校	7,757	3,989	3,768	536	3	2,513	1,953
本 務 者	7,756	3,988	3,768	535	3	2,513	1,953
兼 務 者	1	1	—	1	—	—	—
公 立 者	7,755	3,987	3,768	535	3	2,512	1,953
公 兼 務 者	7,754	3,986	3,768	534	3	2,512	1,953
私 立 者	2	2	—	1	—	1	—
私 兼 務 者	2	2	—	1	—	1	—
中 学 校	4,361	3,409	952	357	—	2,795	777
本 務 者	4,305	3,357	948	351	—	2,754	775
兼 務 者	56	52	4	6	—	41	2
公 立 者	4,310	3,361	949	355	—	2,754	775
公 兼 務 者	4,305	3,357	948	351	—	2,754	775
私 立 者	51	48	3	2	—	41	2
私 兼 務 者	51	48	3	2	—	41	2
高 等 学 校	2,064	1,717	347	61	—	1,488	267
本 務 者	1,976	1,644	332	60	—	1,486	267
兼 務 者	88	73	15	1	—	2	—
公 立 者	1,827	1,538	289	51	—	1,370	227
公 兼 務 者	1,778	1,500	278	51	—	1,368	227
私 立 者	237	179	58	10	—	118	40
私 兼 務 者	198	144	54	9	—	118	40
私 兼 務 者	39	35	4	1	—	—	—
幼 稚 園	197	44	153	33	6	10	50
本 務 者	162	12	150	12	6	—	47
兼 務 者	35	32	3	21	—	10	3
公 立 者	92	26	66	16	—	10	30
公 兼 務 者	66	—	66	—	—	—	30
私 立 者	105	18	87	17	6	—	20
私 兼 務 者	96	12	84	12	6	—	17
私 兼 務 者	9	6	3	5	—	—	3
盲 学 校 (公立のみ)	22	15	7	1	—	9	6
本 務 者	22	15	7	1	—	9	6
兼 務 者	—	—	—	—	—	—	—
ろ う 学 校 (公立のみ)	35	19	16	1	—	11	12
本 務 者	35	19	16	1	—	11	12
兼 務 者	—	—	—	—	—	—	—

私立学校教員数

助 教 諭		養護教諭	養 護 助 教 諭	講 師		学校以外 の勤務者 (再掲)	休 職 者(再掲)		
男	女	女	女	男	女		計	結 核	そ の 他
938	1,712	66	34	2	—	29	152	142	10
938	1,712	66	34	2	—	29	152	142	10
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
938	1,712	66	34	2	—	29	152	142	10
938	1,712	66	34	2	—	29	152	142	10
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
246	155	13	5	11	2	61	90	88	2
244	155	13	4	8	1	61	90	88	2
2	—	—	1	3	1	—	—	—	—
244	155	13	4	8	2	61	90	88	2
244	155	13	4	8	1	61	90	88	2
—	—	—	—	—	1	—	—	—	—
2	—	—	1	3	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30	22	2	29	138	27	2	35	28	7
30	22	2	29	68	12	2	35	28	7
—	—	—	—	70	15	—	—	—	—
23	15	1	28	94	18	2	35	28	7
23	15	1	28	58	7	2	35	28	7
—	—	—	—	36	11	—	—	—	—
7	7	1	1	44	9	—	—	—	—
7	7	1	1	10	5	—	—	—	—
—	—	—	—	34	4	—	—	—	—
—	86	—	1	1	10	—	—	—	—
—	86	—	—	—	10	—	—	—	—
—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
—	26	—	—	—	10	—	—	—	—
—	26	—	—	—	10	—	—	—	—
—	—	—	1	—	—	—	—	—	—
—	60	—	—	1	—	—	—	—	—
—	60	—	1	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
1	—	—	1	4	—	—	—	—	—
1	—	—	1	4	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	2	—	1	3	1	—	1	1	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	2	—	1	3	1	—	1	1	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 学校種別、公私

区別 学校別	総 数			事 務 職 員			
	計	男		負担法による		負担法以外	
				男	女	男	女
小 学 校 立	845	211	634	50	37	3	11
公 立	845	211	634	50	37	3	11
私 立	—	—	—	—	—	—	—
中 学 校 立	519	212	307	100	38	5	11
公 立	519	212	307	100	38	5	11
私 立	—	—	—	—	—	—	—
高 等 学 校 立	511	367	144	—	—	140	55
公 立	465	349	116	—	—	128	35
私 立	46	18	28	—	—	12	20
幼 稚 園 立	37	3	34	—	—	2	13
公 立	8	—	8	—	—	—	1
私 立	29	3	26	—	—	2	12
盲 学 校 (公立のみ)	13	6	7	—	—	2	寮母 7
ろう 学 校 (公立のみ)	15	3	12	—	—	2	寮母 9

4. 市郡別、小中学校学級数、単級複

区別 市郡別	小 学 校								
	学 級 数				児 童 数 (再掲)		昭 和 28 年 度 卒 業 者 数		
	計	単 級	多 級		単 級	複 式	計	男	女
単 式			複 式						
總 数	6,495	1	6,297	197	8	6,151	49,142	25,055	24,087
公 立	6,493	1	6,296	196	8	6,142	49,142	25,055	24,087
水戸市	213	—	211	2	—	31	1,853	921	932
立川市	182	—	182	—	—	—	1,685	862	823
土浦市	181	—	181	—	—	—	1,584	813	771
古河市	89	—	89	—	—	—	773	495	368
石下市	83	—	78	5	—	226	743	382	361
下館市	161	—	155	6	—	221	1,258	625	633
結城市	114	—	113	1	—	45	891	448	443
竜ヶ崎	102	—	102	—	—	—	859	430	429
那珂市	100	—	100	—	—	—	867	449	418
東茨城郡	491	—	481	10	—	397	3,736	1,898	1,838
西茨城郡	320	—	316	4	—	134	2,397	1,224	1,173
那珂郡	498	—	478	20	—	578	3,661	1,907	1,754
久慈郡	529	1	482	46	8	1,223	3,589	1,871	1,718
多賀郡	443	—	416	27	—	757	3,658	1,849	1,809
鹿嶋郡	405	—	398	7	—	278	2,955	1,539	1,416
行方郡	292	—	286	6	—	178	1,924	976	948
稲敷郡	362	—	346	16	—	489	2,503	1,274	1,229
新治郡	348	—	330	18	—	640	2,325	1,211	1,114
筑波郡	326	—	315	11	—	389	2,354	1,204	1,150
真壁郡	332	—	324	8	—	240	2,618	1,297	1,371
結城郡	303	—	303	—	—	—	2,262	1,144	1,118
猿島郡	402	—	394	8	—	292	3,090	1,565	1,525
北相馬郡	217	—	216	1	—	24	1,507	761	746
私 立	2	—	1	1	—	9	—	—	—

立別学校職員数

技術職員		実習助手		その他		学校医	学校歯科医
男	女	男	女	男	女		
—	—	—	—	158	586	647	435
—	—	—	—	158	586	646	435
—	—	—	—	—	—	I	—
—	—	—	—	107	258	430	282
—	—	—	—	107	258	429	281
—	—	—	—	—	—	I	I
3	1	88	11	136	77	117	67
3	I	85	5	133	75	106	61
—	—	3	6	3	2	II	6
—	—	—	—	1	21	46	29
—	—	—	—	—	7	21	13
—	—	—	—	I	14	25	16
—	—	—	—	4	—	2	1
—	—	—	—	1	3	2	1

式二部授業、児童生徒数及び卒業者数

中 学 校				学 校				
学 級 数	級 数		二部授業 (再掲)	生徒数(再掲)		昭和28年度卒業者数		
	多 級	少 級		複 式	二部授業	計	男	女
計	単 式	複 式	(再掲)	複 式	二部授業	計	男	女
2,957	2,951	6	10	155	495	38,860	19,677	19,183
2,949	2,943	6	10	155	495	38,639	19,528	19,111
98	98	—	—	—	—	1,346	683	663
82	82	—	—	—	—	1,161	596	565
73	73	—	—	—	—	1,068	532	536
39	39	—	—	—	—	511	273	238
38	38	—	—	—	—	564	280	284
79	79	—	—	—	—	989	517	472
56	56	—	—	—	—	784	398	386
44	44	—	—	—	—	514	260	254
46	46	—	—	—	—	688	345	343
235	235	—	—	—	—	2,992	1,490	1,502
134	134	—	—	—	—	2,010	1,003	1,007
224	224	—	—	—	—	2,888	1,511	1,370
238	238	—	—	—	—	3,007	1,521	1,486
203	197	6	—	155	—	2,675	1,352	1,323
178	178	—	—	—	—	2,408	1,200	1,208
127	127	—	—	—	—	1,496	735	761
165	165	—	—	—	—	2,036	1,032	1,004
160	160	—	—	—	—	1,950	988	962
139	139	—	—	—	—	1,833	899	934
159	159	—	—	—	—	2,161	1,090	1,071
150	150	—	—	—	—	1,827	921	906
185	185	—	—	—	—	2,417	1,232	1,185
97	97	—	10	—	495	1,314	670	644
8	8	—	—	—	—	221	149	72

5. 市郡別、小中

市郡別	区別	学										
		総数		1年		2年		3年		4年		
		計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
總	数	285,390	144,815	140,575	30,490	29,758	25,155	24,130	17,697	17,175	22,250	21,493
公	立	285,378	144,811	140,567	30,489	29,756	25,155	24,130	17,696	17,174	22,250	21,491
水戸市	戸立市	10,774	5,458	5,316	1,174	1,115	874	797	663	661	863	837
目土市	立市	9,401	4,780	4,621	1,071	1,112	715	658	612	548	714	716
古川市	市	9,326	4,735	4,591	895	912	860	847	608	594	737	703
		4,822	2,449	2,373	534	485	416	419	280	320	389	346
石下市	岡館市	4,116	2,089	2,027	422	383	385	365	248	247	331	282
下結市	館城市	7,499	3,870	3,629	778	740	709	681	436	448	626	547
竜ヶ丘市	崎湊市	5,568	2,825	2,743	543	576	556	508	359	339	434	387
		4,948	2,511	2,437	504	504	450	445	324	278	382	395
		4,772	2,427	2,345	511	491	421	383	285	306	351	356
東西郡	茨城郡	21,549	11,027	10,522	2,309	2,192	1,891	1,747	1,410	1,323	1,698	1,596
那珂郡	那珂郡	13,456	6,844	6,612	1,427	1,311	1,112	1,117	808	837	1,093	975
久慈郡	那珂郡	20,949	10,554	10,395	2,210	2,224	1,673	1,631	1,337	1,356	1,706	1,672
多賀郡	那珂郡	20,526	10,493	10,033	2,272	2,199	1,617	1,597	1,337	1,168	1,631	1,576
		20,972	10,637	10,335	2,545	2,491	1,597	1,476	1,316	1,243	1,586	1,582
鹿行郡	島方郡	17,698	8,975	8,723	1,838	1,820	1,763	1,642	1,128	1,078	1,352	1,317
稲敷郡	敷治郡	11,352	5,794	5,558	1,289	1,214	1,070	1,021	678	638	837	856
新築郡	治波郡	15,149	7,601	7,548	1,614	1,562	1,479	1,453	887	906	1,132	1,087
		13,299	6,674	6,625	1,361	1,314	1,175	1,180	748	766	1,071	992
		13,271	6,764	6,507	1,382	1,335	1,186	1,198	831	797	1,038	1,007
真結郡	壁城郡	15,278	7,674	7,604	1,536	1,612	1,388	1,327	915	858	1,154	1,189
瀧北郡	島馬郡	13,503	6,874	6,689	1,408	1,413	1,212	1,201	859	850	1,028	1,021
		17,961	9,141	8,820	1,879	1,801	1,774	1,628	1,066	1,079	1,380	1,342
		9,129	4,615	4,514	987	950	832	839	582	534	717	710
私	立	12	4	8	1	2	—	—	1	1	—	2

昭和30年国勢調査調査区設定事務について

昭和30年国勢調査は統計法によれば満5年毎の簡易調査の年度に当るわけであるが、簡易調査とはいえ全国的な人口を調査しようとするセンサスであるから少なくない労力、日時、経費が使われることになる。とにかく全国的に町村合併が進められている今日では昭和25年の国勢調査当時とは各方面で変化が多いので、センサスの結果を正確なものとするためにも調査区の設定が合理的な調査の基礎を作るために重要性を認められなければならないであろう。

県ではさきに統計局主催で行われた各県担当者の会議を終つたので、11月の地方事務所調査課長会議、各市統計事務主任者会議で夫々説明を行った。地方事務所では引続き管下町村の統計主任者を集め説明会を行うこととなっている。

今度の調査区設定に当つては原則として、昭和25年国

勢調査区を継承することとされているので、調査区の区域を変更することは最少限に止められることになる。昭和25年国勢調査においても、調査区は大体部落とか集团的に住家の存在して、調査の実施し易いような区割において設定されているので合併等で特に隣接していた部落が同一市町村内に入ったというような場合の他は一般にもの調査区が特に変更される必要はないであろう。その他自衛隊駐屯地（矯正施設、刑務所、拘留所、少年院等）の所在地は特別調査区とされることになつた。唯調査区の区域は変更されなくとも、市町村の廃置分合境界変更等のため全体の調査区の構成は大部変ることとなるであろう。なお調査区の区域が市区町村内の町界、大字界等に関係なく調査区を設定することが出来るようになったことは前回との大きな違いといえる。

昭和25年国勢調査調査区の修正及び昭和30年国勢調査調査区の設定は昭和29年12月1日現在で行うこととなっている。市町村の合併が進んでいる途中であることが種々の調査に目に見えぬ不便を感じしめる現在、調査区設定の事務も種々困難があることと思われるけれども、5年に1度の国勢調査がその成果を挙げるためには、調査区設定の事務がうまく行われることが希まれるのである。

（調査課人口調査係 塩谷主事）

学校児童生徒数

校				中 学 校									
5 年		6 年		総 数			1 年		2 年		3 年		
男	女	男	女	計	男	女	男	女	男	女	男	女	
25,214	24,775	24,009	23,244	140,246	70,945	69,301	25,067	24,229	24,770	24,110	21,108	20,962	
25,214	24,773	24,007	23,243	139,837	70,540	69,297	24,891	24,229	24,661	24,110	20,988	20,958	
909	953	975	953	5,198	2,684	2,514	937	947	960	865	787	702	
841	804	827	783	4,579	2,333	2,246	860	827	790	770	677	649	
839	793	796	742	4,211	2,170	2,041	825	780	719	675	626	586	
435	441	395	362	2,253	1,149	1,104	446	405	375	379	328	320	
380	385	321	365	2,087	1,057	1,030	393	369	359	359	305	302	
652	631	669	582	3,624	1,872	1,752	628	632	661	614	583	506	
504	498	429	435	2,698	1,365	1,333	457	454	486	465	422	414	
448	413	403	402	2,084	1,031	1,053	429	422	348	318	254	313	
439	391	420	418	2,355	1,204	1,151	448	417	427	389	329	345	
1,958	1,887	1,761	1,777	10,713	5,372	5,341	1,844	1,823	1,949	1,875	1,579	1,643	
1,226	1,234	1,178	1,138	6,814	3,339	3,475	1,174	1,185	1,141	1,196	1,024	1,094	
1,867	1,823	1,761	1,689	10,239	5,168	5,071	1,851	1,758	1,774	1,791	1,543	1,522	
1,869	1,762	1,767	1,731	10,698	5,466	5,232	1,851	1,723	1,937	1,840	1,678	1,669	
1,842	1,817	1,751	1,726	10,285	5,201	5,084	1,853	1,839	1,858	1,764	1,490	1,481	
1,426	1,494	1,468	1,372	8,382	4,249	4,133	1,530	1,434	1,440	1,452	1,279	1,247	
1,013	926	898	903	5,397	2,748	2,649	963	936	962	894	823	819	
1,289	1,279	1,200	1,261	7,213	3,634	3,579	1,263	1,235	1,319	1,266	1,052	1,078	
1,122	1,249	1,197	1,124	6,792	3,519	3,273	1,193	1,113	1,267	1,161	1,059	999	
1,165	1,156	1,192	1,044	6,400	3,239	3,161	1,142	1,094	1,120	1,108	977	959	
1,376	1,378	1,305	1,240	7,683	3,770	3,913	1,290	1,373	1,343	1,349	1,137	1,191	
1,257	1,144	1,110	1,060	6,664	3,304	3,360	1,168	1,129	1,152	1,216	984	1,015	
1,575	1,548	1,467	1,422	8,993	4,470	4,523	1,566	1,534	1,518	1,598	1,386	1,391	
782	767	715	714	4,475	2,196	2,279	780	800	750	766	666	713	
—	2	2	1	409	405	4	176	—	109	—	120	4	

編 集 室

○統計主事資格認定第3次講習会開催
 11月25、26、27日、水戸市統計館に於て、総理府統計職員養成所主事後藤憲章氏、同局経済第2課長関戸嘉明氏を講師に迎え本年度第3次の統計主事資格認定講習会が開催された。

○数字の呪文
 地方財政の困窮と共に地方交付税交付金の算定の基礎について、政府と地方側でケンケンゴウゴウの議論を永い間続けているとみている中に、米の供出割当の時期が来た今日供出割当についても政府と地方側での数字の争いが始まった。これは何も今に始つたことではなく、またこの他の問題でも屢々数字の争いを見かけるのであるが、統計の仕事にたづさわる自分にはこれ程不愉快なことはないのである。

大体統計数字の争いはその統計数字を両方があるいは

片方が信用しないことから始まるのである。今日官庁のみならずあらゆる部門で、広くそして多くの統計数字が計画に研究にそして報告に使われている、しかるにそれがみる人きく人使う人の勝手な解決で「不正確だ」「デタラメだ」「過大である」等々といわれている。漱石の猫であつたかがオタンチンパレオロガスというのはチベットの啞女の呪文であるといつていた。私等が子供の頃「オタンチン」とは「バカ者」という程のイミだと思つていた。現在、統計数字が「正確さ」という信頼失つて各々の勝手な見方で取捨されていたのでは「オタをンチン」程の呪文の働きもなくなろうというもの、まことに寒心にたえない。

(県調査課 N生)

